

住宅・建築物高効率エネルギーシステム
導入促進事業費補助金のご案内
(高効率給湯器導入支援事業)

平成17年度

LPガスを燃料とするガスエンジン給湯器 導入補助金制度のご案内

Ecology Electricity
Energy conservation



ガスエンジン
ユニット



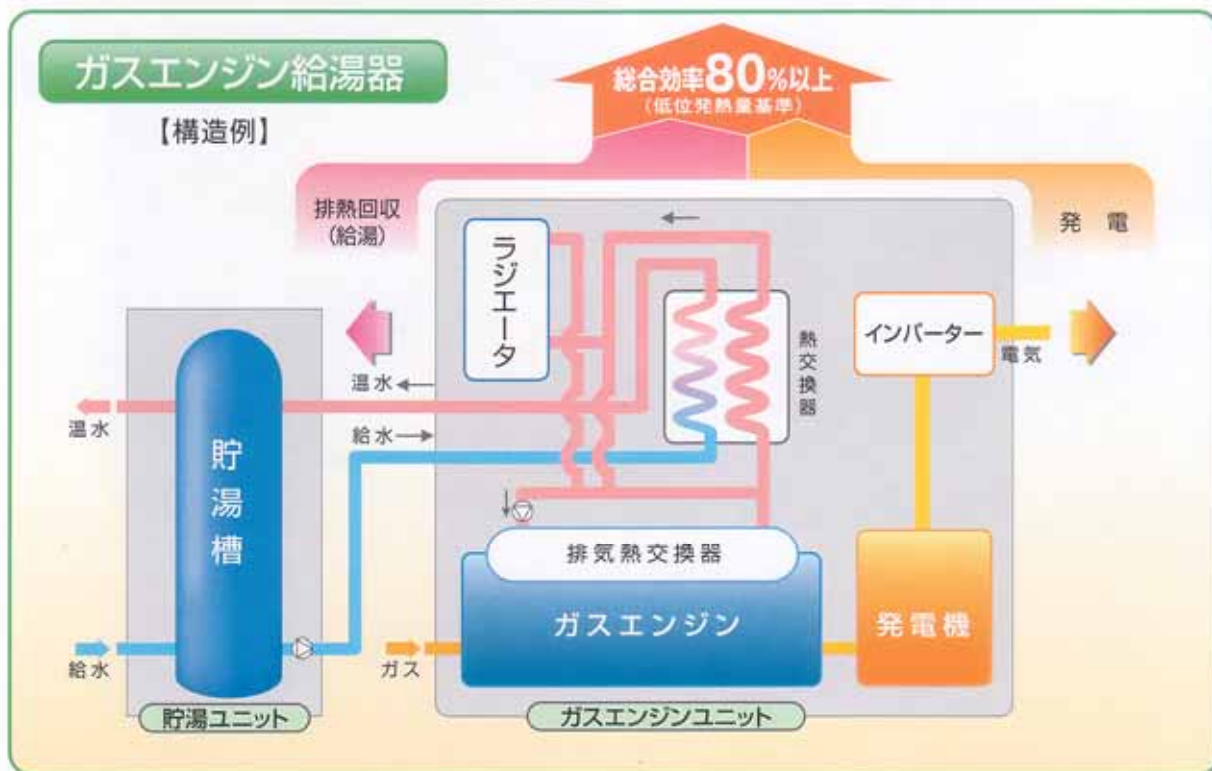
貯湯ユニット

ガスエンジン給湯器の導入を支援する 国の補助金制度のおすすめ

我が国のエネルギー消費量の約1/4を占める民生用部門のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、民生用部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっております。

平成14年3月、地球温暖化対策推進本部が決定した地球温暖化対策推進大綱によれば、民生用の確実な省エネルギー対策の実施が明示され、その主要対策の一つとして「従来エネルギー効率の改善が進んでいなかった給湯分野について高効率給湯器の市場への円滑な導入に向けた支援の実施」が不可欠となっています。

このようなニーズにこたえるため、エネルギー総合効率が高く省エネルギー性に優れたガスエンジン給湯器が開発されると共に、このガスエンジン給湯器を普及促進させるため補助金制度が創設され、2年目を迎えました。環境と人に優しい高効率給湯器導入に当たり、国の補助金制度のご活用をおすすめします。



ガスエンジン給湯器はガスエンジンユニットと貯湯ユニットで構成されています。ガスエンジンの排熱を利用して給湯・温暧房などを行うと共に小出力の発電も出来ることにより、給湯などの排熱回収効率と発電効率を合わせた総合効率において80%以上の高効率を発揮し、省エネルギー化と共にCO₂の排出量を削減し、地球温暖化防止に貢献します。

補助金交付の対象となるガスエンジン給湯器とは・・・

下記の基準を満たし、(財)エルピーガス振興センター(以下「振興センター」という)が指定した機器(以下「補助対象給湯器」という)であることが条件です。詳しくは「補助金額表」をご参照ください。

Ⅰ ガスエンジンユニット

- ・小出力発電設備であること。
- ・JIS基準(JIS B 8122)に基づく計測を行い、総合効率が80%以上(低位発熱量基準)であること。
- ・LPガスを燃料として使用すること。
- ・ガスエンジンの排熱を回収し、熱の有効利用できる機構をもっていること。

Ⅱ 貯湯ユニット

- ・社団法人日本水道協会品質認証センターの給水用具(湯沸器類)の認証登録証があること。
または、財団法人日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録がなされていること。
- ・貯湯容量が120リットル以上であること。
- ・貯湯ユニットには、ガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽を持つこと。
- ・貯湯槽には、対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱を流入させないこと。

※別途定める設置対象施設に関する要件を満たすことが必要です。

※補助対象給湯器とは、補助金交付対象給湯器を指定したものであり、個別給湯器の性能を保証しているものではありません。

補助金交付の対象となる費用とは・・・

「機器費」と「特殊工事費」が対象となります。

- 機器費:補助対象給湯器本体の購入に要する費用を対象とします。
(ただし、振興センターが指定した付属品は含む:リモコン、インバーター盤、マルチ切替器)
- 特殊工事費:ガスエンジン給湯器の設置費用のうち次の工事費用を対象とします。
1.基礎工事費用 2.据付工事費用 3.ドレン配管工事費用

補助金額について・・・

- 機器費の補助金額は補助対象給湯器の導入に対して定額を補助します。
- 特殊工事費の補助金額はその工事費に対して定額を補助します。
- 今年度より、消費税額分の補助金はなくなりました。

申請の方法

本制度には、申請者により「一般用申請」と「予定枠申請」の2種類の申請方法があります。

申請方式	申請者		参照ページ
一般用申請	一般用申請者	住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する方	P3～P4
予定枠申請	予定枠申請者	販売を目的として分譲又は建売等の住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する方	P5～P6
	確定申請者	予定枠申請者から補助対象給湯器を購入する方	

※詳細については、ホームページをご覧ください。当センター(設備助成事業室)へお問い合わせください。
※一般用申請者及び確定申請者は、手続代行者(販売及び設置工事を行う方等)に手続きの代行を依頼することができます。

設置対象施設に関する要件とは

- ① 熱出力が5kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。
- (1) 床暖房等の温水端末が設置されていること。
- (2) 設置対象施設の熱負荷が年間23,000MJ以上あること。
- ② 熱出力が5kWを超え15kW以下のガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。
- (1) 施設分類毎に下記の要件を満たすこと。
- ③ 熱出力が15kWを超えるガスエンジン給湯器にあっては、以下の各号のいずれかを満たすこと。
- (1) 施設分類毎に下記の要件を満たすこと。

施設分類	設置対象施設に関する要件
ホテル・宿泊施設	客室11室以上
飲食店	客席数14席以上
	または食堂+厨房面積21㎡以上
病院・診療所	ベット数11床以上
	または延床面積530㎡以上
銭湯・健康ランド	カラン個数3個以上
老人保健施設	居室延床面積35㎡以上
スポーツ施設	シャワー4個以上

施設分類	設置対象施設に関する要件
ホテル・宿泊施設	客室17室以上
飲食店	客席数22席以上
	または食堂+厨房面積33㎡以上
病院・診療所	ベット数17床以上
	または延床面積830㎡以上
銭湯・健康ランド	カラン個数4個以上
老人保健施設	居室延床面積55㎡以上
スポーツ施設	シャワー7個以上

(2) 設置対象施設の熱負荷が年間92,000MJ以上あること。

(2) 設置対象施設の熱負荷が年間138,000MJ以上あること。

注1:上記①～③の給湯もしくは暖房設備要件は、いずれも補助対象給湯器を熱源とするものであること。

注2:同一施設において複数台のガスエンジン給湯器を設置する場合には、「各ガスエンジン給湯器の設置対象施設要件の総和」を、対象施設の要件とする。

注3:熱負荷を用いる場合は、要件に相当する熱負荷であることを証する計算根拠を提出すること。

注4:出力5kW以下のガスエンジン給湯器の場合で床暖房等の温水端末を用いる場合は、接続ヘッダー部分の写真を添付し温水端末の配管部分に印をつけること。

注5:熱量単位は、1MJ=238.89kcalで換算してください。

設置対象施設に関する要件<補足> 複数台の給湯器を設置する場合

同一施設において複数台のガスエンジン給湯器を設置する場合には「各ガスエンジン給湯器の設置対象施設要件の総和」を対象施設の要件とする。

例1 ホテルに[電気出力]6kWと9.8kWを設置する場合

②③(1)より

客室11室+17室=28室以上 必要

例2 客室25室のホテルに[電気出力]6kWと9.8kWを設置する場合

(28室未満なので)②③(2)より

熱負荷92,000MJ/年+138,000MJ/年=230,000MJ/年以上 必要

⇒要件(1)(2)を混合して利用することはできない

例3 既に[電気出力]6kWが設置されているホテルに新たに9.8kWを設置する場合

例1と同じく②③(1)より

客室11室+17室=28室以上 必要

※なお、申請書は機器分類が異なる場合は各々分けて申込みが必要です。

必要な提出書面一覧表

形態	主たる申込者	申請形式	必要書類
<p>①</p>	機器購入設置者	設置者申請	①見積書
<p>②</p>	リース事業者	二者による 共同申請 (二者の記入押印)	①リース料の減額証明 ②リース料計算書 ③リース契約書 ④見積書
<p>③</p>	エネルギーサービス事業者等	二者による 共同申請 (二者の記入押印)	①エネルギーサービス料の減額証明 ②エネルギーサービスの契約書 ③見積書
<p>④</p> <p>パフォーマンス契約あり</p>	エスコ事業者	二者による 共同申請 (二者の記入押印)	①パフォーマンス契約書 (パフォーマンス契約を していることが分かるもの) ②見積書
<p>⑤</p>	リース事業者	三者による 共同申請 (三者の記入押印)	A. ①リース料の減額証明 ②リース料計算書 ③リース契約書 B. ④エネルギーサービス料減額証明 ⑤エネルギーサービス契約書 ⑥見積書
<p>⑥</p> <p>パフォーマンス契約あり(C)</p>	リース事業者	三者による 共同申請 (三者の記入押印)	A. ①リース料の減額証明 ②リース料計算書 ③リース契約書 C. ④パフォーマンス契約書 (パフォーマンス契約を していることが分かるもの) ⑤見積書

※補助金の共同申請について

主たる申込者以外の共同申込者は補助金申込書(様式1)の(1/3)の氏名、住所欄のみ記入、捺印のうえ共同申請するものとする。

※1,2において、補助金申込書の捺印は個人の場合は実印とし、法人の場合は法人登録印とする。

(主たる申込者以外の申込書捺印についても同様とする)

補助金交付の手續「一般用申請」

募集期間

募集開始日	募集締切日(必着)	補助金交付申請書 (兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表) 提出締切日(必着)
平成17年 4月28日(木)	平成18年 2月10日(金)	平成18年 2月28日(火)

- ・申込の受付は、所定の様式及び添付書面が適正であるものから原則先着順とし、申込額が予算に達した時点で締め切ります。
- ・補助金の申込は、工事着工前に行ってください。また、設置工事は、当センターからの補助金申込受理通知書を受けてから着工してください。
(補助金申込受理通知書の発行日より前に工事を着工した場合、補助金を受けることは出来ません)
- ・補助対象給湯器に対して、他の国庫補助金等を受ける場合は申請できません。
- ・書面の提出は、「郵送」「宅配便」「当センターへの直接持参」のいずれも可能です。
- ・郵送について何らかの手違いで郵便物が当センターに届かない場合、当センターでは責任を負いかねますのでご了承ください。
(書留郵便又は配達証明付郵便を推奨致します)
- ・設置工事が完了しましたら、速やかに(設置工事の完了の日から起算して30日以内、又は平成18年2月28日(火)のいずれか早い日まで)必要書面を提出してください。
- ・交付申請書(兼設置工事完了報告書・兼取得財産等明細表)の提出がされない補助金交付の手續きができません。
- ・補助金の交付決定がなされた後でも変更申請手続きもなく申請内容が変更された場合には交付決定を取り消す場合があります。

必要な提出書面

補助金申込

- ※「補助金申込書」の添付書類等 (b)以降については、該当する方のみ添付してください。
- (a) 設置工事を行う予定の者が発行する「補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る見積書」の該当ページの写し
(製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳が明示されているもの)
- (b) 一般用申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、対象設備に関するリース契約書(案)の写し及び対象設備に関するリース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類。
(なお、連名で共同申請すること)
- (c) 設置対象施設に関する要件について、熱負荷を用いる場合は、設置対象施設の熱負荷が以下の通りであることを証する計算根拠
(熱出力5kW以下のガスエンジン給湯器の場合年間23000MJ以上、同5kWを超え15kW以下の場合年間92000MJ以上、同15kWを超える場合年間138000MJ以上)
- (d) 一般用申請者がESCO事業者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにESCO事業者が設置事業者とパフォーマンス契約を締結し対象設備を貸し付ける場合については、三者が連名で共同申請し、パフォーマンス契約書(案)の写し
- (e) ESCO事業者が対象設備を所有し設置事業者とパフォーマンス契約を締結して対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請するとともに、パフォーマンス契約書(案)の写し
- (f) 一般用申請者がエネルギーサービス事業者等とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにエネルギーサービス事業者等が設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、三者が連名で共同申請し、エネルギーサービス契約書等(案)の写し並びにエネルギーサービス事業者等から設置事業者へのエネルギーサービス料金請求額のうち定額部分から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- (g) エネルギーサービス事業者等が対象設備を所有し設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結して対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請し、エネルギーサービス契約書等(案)の写し並びにエネルギーサービス事業者等から設置事業者へのエネルギーサービス料金請求額のうち定額部分から補助金相当額が減額されていることを証明できる書類

補助金交付申請・ 設置工事完了報告

- ※「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表)」の添付書類等
 - (a) 補助対象給湯器の設置状態を示す写真、各々の型式部分がわかる写真、又指定機器①分類で床暖房と温水端末を設置した場合については、温水接続ヘッダー部写真とその設置場所を示す設計図書の写し
(写真と図面を照合できるように印をつける。なお熱出力5kW以下のガスエンジン給湯器の場合で設置対象施設に関する要件について床暖房等の温水端末を用いる場合は、接続ヘッダー部分の写真に貼付し温水端末の配管部分に印をつけること)
 - (b) 設置工事を行った者が発行する「補助対象給湯器設置工事完了証明書」
(工事完了日、燃焼試験実施日、製造事業者等名、機種名及び特殊工事の内訳が明示されているもの)
 - (c) 補助金対象給湯器の保証書の写し(機種名、日時等の記載があるもの)
 - (d) 補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る領収書の写し
(製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳が明示されているもの)
 - (e) 印鑑証明書(発行日以降3ヶ月以内のもの)
記載住所は補助対象給湯器の設置場所と同一のこと。それが異なる場合は、一般用申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等の写しを添付すること(営業証明書、登記簿謄本、その他設置工事場所が記載されている公的証明書等)
- その他、上記「補助金申込書添付書類等」の(b)以降を準用します(該当する方のみ添付して下さい)。
その場合「リース契約書(案)」「パフォーマンス契約書(案)」「エネルギーサービス契約書(案)」は各々「リース契約書」、「パフォーマンス契約書」、「エネルギーサービス契約書」と読み替えてください。

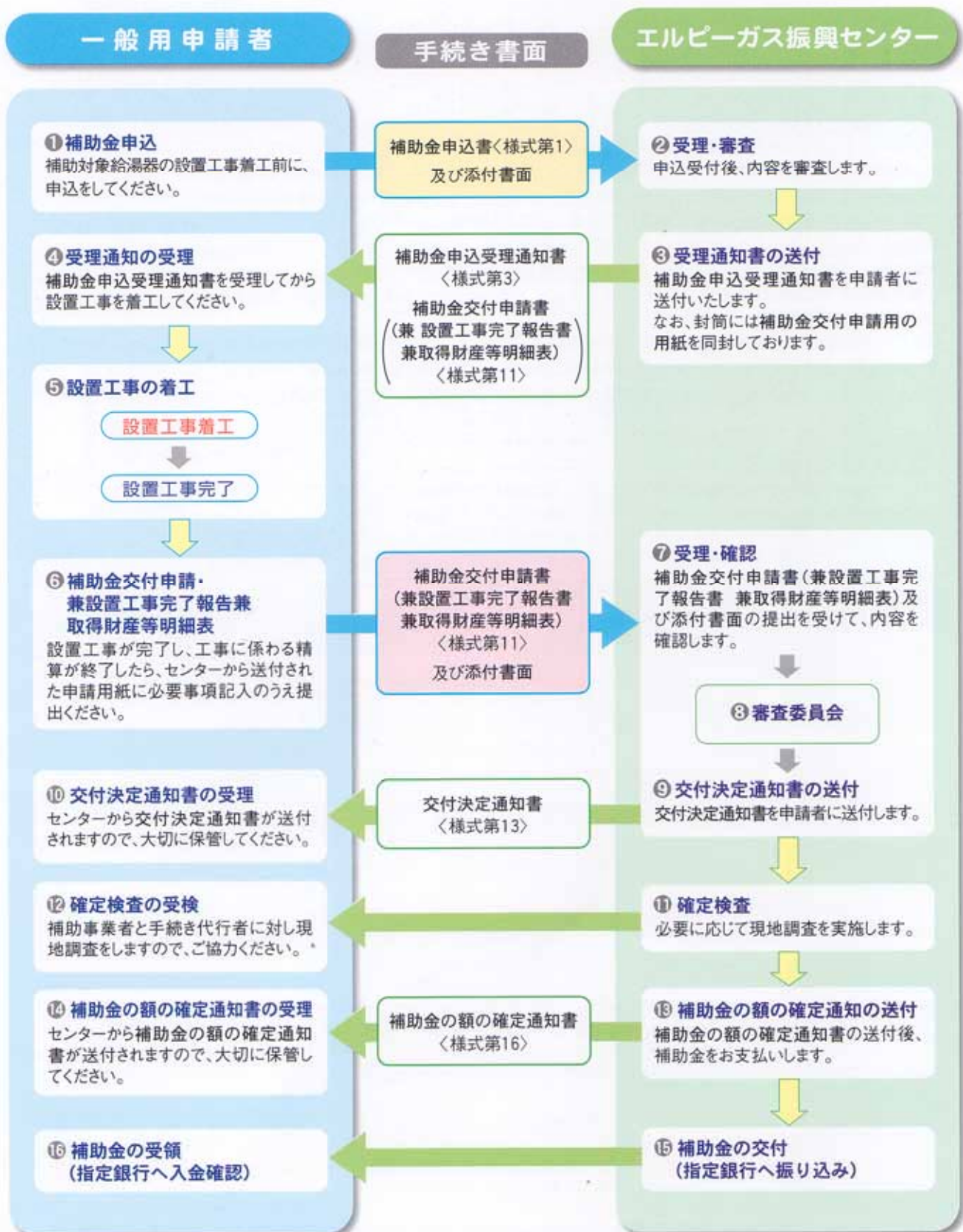
※ 本申込書及び申請書に記載された個人情報は、本事業の補助金交付及びそれに付帯する業務にのみ利用します。

申込書面の入手方法

申込書面は、当センターのホームページ <http://www.lpgc.or.jp> からダウンロードできます。

補助金交付フロー図 一般用

一般用申請者は、補助対象給湯器の販売及び設置工事等をする者に、手続きの代行を依頼できます。ただし、通知類は全て主たる申請者に郵送し、手続き代行者には郵送されません。



※ 申込した事業内容が変更となる場合は、速やかに当センターにご相談ください。

補助金交付の手續「予定枠申請」

募集期間

募集開始日	募集締切日(必着)	補助金交付申請書 (兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表) 提出締切日(必着)
平成17年 4月28日(木)	平成18年 2月10日(金)	平成18年 2月28日(火)

- ・申込の受付は、所定の様式及び添付書面が適正であるものから原則先着順とし、申込額が予算に達した時点で締め切ります。
- ・補助金の申込は、工事着工前に行ってください。また、設置工事は、当センターからの補助金申込受理通知書を受けてから着工してください。
(補助金申込受理通知書の発行日より前に工事を着工した場合、補助金を受けることは出来ません)
- ・補助対象給湯器に対して、他の国庫補助金等を受ける場合は申請できません。
- ・書面の提出は、「郵送」「宅配便」「当センターへの直接持参」のいずれも可能です。
- ・郵送について何らかの手違いで郵便物が当センターに届かない場合、当センターでは責任を負いかねますのでご了承ください。
(書留郵便又は配達証明付郵便を推奨致します)
- ・設置工事が完了しましたら、速やかに(設置工事の完了の日から起算して30日以内、又は平成18年2月28日(火)のいずれか早い日まで)必要書面を提出してください。
- ・交付申請書(兼設置工事完了報告書・兼取得財産等明細表)の提出がされないと補助金交付の手續ができません。
- ・補助金の交付決定がなされた後でも変更申請手續も無く申請内容が変更された場合には交付決定を取り消す場合があります。

必要な提出書面

補助金申込

- ※「補助金予定枠申込書」の添付書類等 (c)については、該当する方のみ添付してください。
- (a) 設置工事を行う予定の者が発行する「補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る見積書」の該当ページの写し
(製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳が明示されているもの)
- (b) 印鑑証明書(発行日以降3ヶ月以内のもの)
- (c) 設置対象施設に関する要件について、熱負荷を用いる場合は、設置対象施設の熱負荷が以下の通りであることを証する計算根拠
(熱出力5kW以下のガスエンジン給湯器の場合年間23000MJ以上、同5kWを超え15kW以下の場合年間92000MJ以上、同15kWを超える場合年間138000MJ以上)

補助金交付申請・ 設置工事完了報告

- ※「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表)」の添付書類等
 - (a) 補助対象給湯器の設置状態を示す写真、各々の型式部分がわかる写真、又指定機器①分類で床暖房と温水端末を設置した場合については、温水接続ヘッダー部写真とその設置場所を示す設計図書の写し
(写真と図面を照合できるように印をつける。なお熱出力5kW以下のガスエンジン給湯器の場合で設置対象施設に関する要件について床暖房等の温水端末を用いる場合は、接続ヘッダー部分の写真に貼付し温水端末の配管部分に印をつけること)
 - (b) 設置工事を行った者が発行する「補助対象給湯器設置工事完了証明書」
(工事完了日、燃焼試験実施日、製造事業者等名、機種名及び特殊工事の内訳が明示されているもの)
 - (c) 補助金対象給湯器の保証書の写し(機種名、日時等の記載があるもの)
 - (d) 補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る領収書の写し
(製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳が明示されているもの)
 - (e) 印鑑証明書(発行日以降3ヶ月以内のもの)
記載住所は補助対象給湯器の設置場所と同一のこと。それが異なる場合は、一般用申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する書類等の写しを添付すること(営業証明書、登記簿謄本、その他設置工事場所が記載されている公的証明書等)
- その他、P5「補助金申込書添付書類等」の(b)以降を準用します(該当する方のみ添付して下さい)。
その場合「リース契約書(案)」「パフォーマンス契約書(案)」「エネルギーサービス契約書(案)」は各々「リース契約書」、「パフォーマンス契約書」、「エネルギーサービス契約書」と読み替えてください。
また「一般用申請者」とあるのは「確定申請者」と読み替えてください。

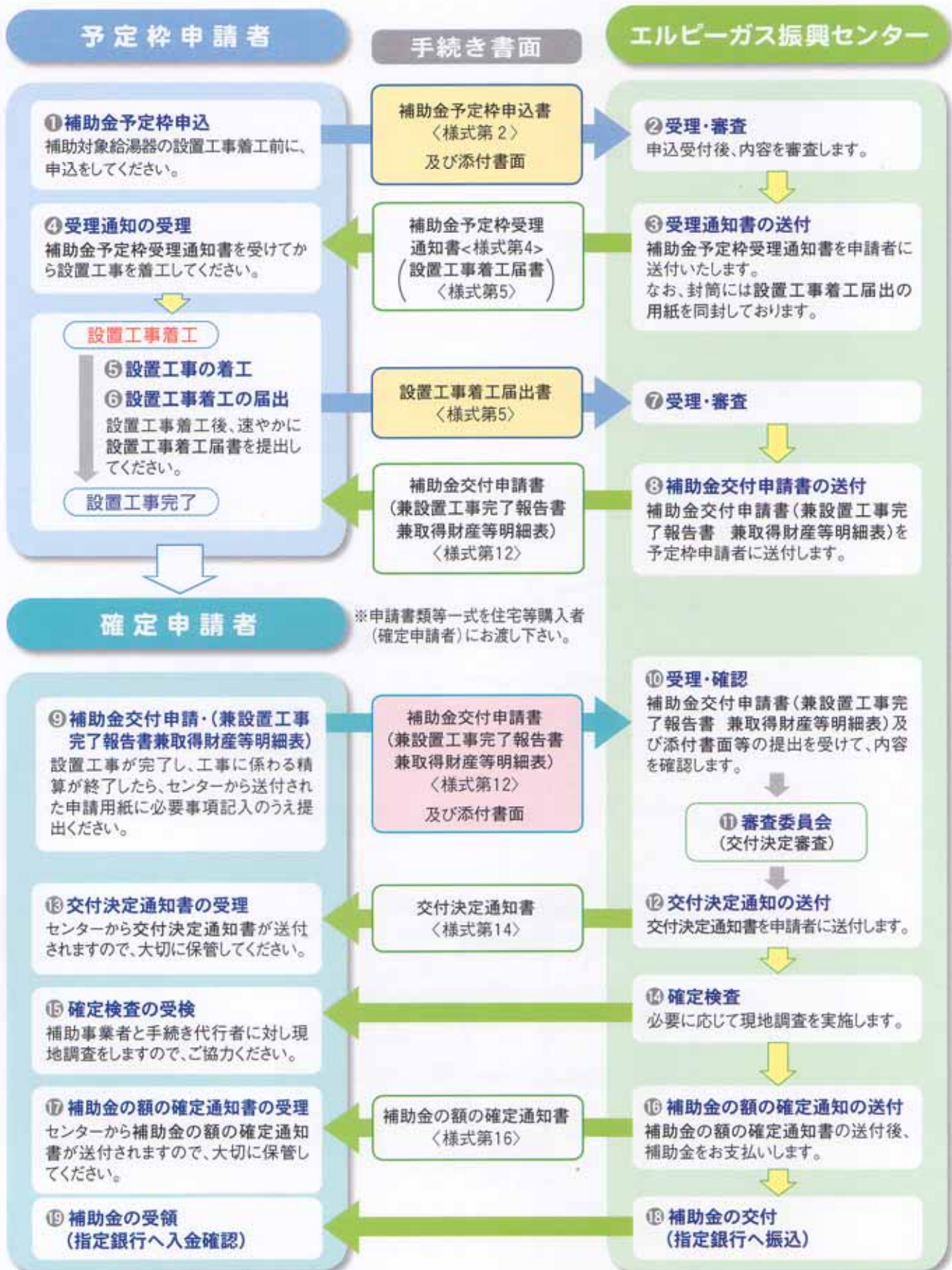
※ 本申込書及び申請書に記載された個人情報は、本事業の補助金交付及びそれに付帯する業務にのみ利用します。

申込書面の入手方法

申込書面は、当センターのホームページ <http://www.lpgc.or.jp> からダウンロードできます。

補助金交付フロー図 予定枠

確定申請者は、補助対象給湯器の販売及び設置工事等をする者に、手続きの代行を依頼できます。ただし、通知類は全て、手続き代行者には郵送されません。



(メモ)

財団法人 **エルピーガス振興センター**
設備助成事業室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目19番5号 虎ノ門一丁目森ビル4F

TEL 03-3507-0047 FAX 03-5251-3663

ホームページ： <http://www.lpgc.or.jp>

E-mail： info@lpgc.or.jp

受付時間／ 9:00～17:30（祝・祭日・年末年始を除く月～金）

